

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



平成 28 年 4 月

しょうがいふくし

つか

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう

う

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていけば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ
ービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで使っていなかった 事業所からも サービスを受けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを か 変える 場合は 市町村の 窓口で 相談して下さい。

じしん たいへん とくべつ てつづ かんたん
地震で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

※ 地震の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ 補装具費、自立支援医療も 同じです。